

第11回秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会 議事要旨

開催の日時 令和元年8月9日(金) 午前10時から午前10時50分まで

開催の場所 ふきみ会館 3階 会議室

委員の定数 23名

出席委員 19名(うち代理出席3名)

会議内容 協議

(1) 消費税増税に伴う秋田市マイタウン・バスの運賃改定について

- | | |
|-----|---|
| | 1 開会 |
| | 2 会長あいさつ |
| | 3 委員等の紹介 |
| | 4 会長職務代理者指名 |
| 会長 | 秋田市都市整備部長を指名する。 |
| 司会 | これより、次第5の「協議」に入る。分科会設置規約第3条第2項の規定により、議事の進行は会長に願います。 |
| | 5 協議 |
| 会長 | 協議(1)「消費税増税に伴う秋田市マイタウン・バスの運賃改定について」を、事務局から説明願う。 |
| 事務局 | (資料に沿って説明) |
| 会長 | 北部線の運賃に関して、消費税8%に増税した時は運賃を変更しなかったが、今回の改定について地元から意見等はなかったのか。 |

事務局	事務局としても懸念はしていたが、運行協議会で特に意見等は無かった。
事務局	消費税増税に関する消費者の公平性の観点から、運賃改定は必要なものであると説明した。
委員	マイタウン・バスは、何の車両で運行しているのか。また、初乗り運賃は秋田中央交通の路線バスと合わせているのか。
事務局	西部線は中型バス、北部線と東部線、南部線の予約路線はジャンボタクシー、南部線の定時定路の路線はマイクロバスを使用している。 初乗り運賃については、秋田中央交通の路線バスに合わせている。
会長	北部線の運賃体系のみゾーン制を採用しているのは、地元との協議で決まったのか。
事務局	そのとおりである。
委員	配付された運賃表に子供料金が記載されていない路線は、大人と子供の運賃が同じということか。
事務局	運賃表が省略されているだけで、全ての路線で子供料金は設定されている。
会長	各路線の表記を今後統一した方が良いだろう。 委員で運賃表の確認を行うのは難しいため、事務局に改めて確認をお願いしたい。 協議 1 について、承認としてよろしいか。
一同	異議なし。
会長	では協議 1 を承認する。 以上で今回の協議は終了となる。進行を事務局に戻す。

6 その他

司会

次に、次第6「その他」だが、委員の方から何かあるか。

委員

今後路線バスは、泉・外旭川新駅（仮称）（以下：「新駅」）を経由するののか。

事務局

現在、秋田中央交通と協議中であるが、既存の泉ハイタウン線および神田旭野線を新駅経由で運行させる形で検討している。

委員

マイタウン・バス北部線が新駅まで延伸することは考えているか。

事務局

神田旭野線の旧道を経由する系統（外旭川小学校前を通過する系統）が廃止となり、マイタウン・バス北部線笹岡コースとの乗り継ぎを想定していたバス停「神田」を通過しなくなるため、新駅までの延伸の検討は必要があると考えている。

委員

以前、マイタウン・バス北部線で湯の里から乗車している知り合いが、厚生医療センターで路線バスに乗り換えようとしたところ、北部線の到着前に路線バスが発車してしまい、タクシーを利用したという話を聞いている。バスの時刻に関する要望や苦情はどこにお話しすればいいののか。
また新駅設置に当たっては、公共交通同士の乗り継ぎに重点を置くな
ど、より便利な活用を検討して欲しい。

事務局

マイタウン・バスは基本的に路線バス等の乗り継ぎを前提とした利用を想定しているため、乗り継ぎに関する意見要望は交通政策課に話をし
て欲しい。バスの遅延によるやむを得ない場合もあるが、恒常的に乗り
継ぎができないものについてはその都度検討を行う。

新駅については、新たな交通結節点として整備し、公共交通同士の連
携強化を目指したいと考えているため、今後秋田中央交通とも協議を
図っていきたい。

司会

ほかに質問等ないか。

なし

司会

事務局から何かあるか。

なし。

5 閉会

司会

以上で、第11回秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会を終了する。